

## 緑園6丁目「災害時地域支え合い」取組みに関する要領

### 1 取組みの目的

この取組みは、この地域で生活する高齢者や障がい者など、大規模地震や風水害などの災害時に、様々な困難が想定される人（以下、「災害時要援護者」という。）の安全を地域ぐるみで支えていくため、在宅要援護者一人ひとりに対する個別支援を平常時から構築し、災害時に地域における支え合い活動に資することを目的とする。

### 2 取組みの主体及び構成員

この取組みは、緑園6丁目自治会が主体となって行う。なお、取組みに当っては、緑園6丁目自治会役員だけでなく、民生委員・児童委員、保健活動推進員、自治会員の協力・参加を得て行う。

### 3 「要援護者登録カード」と「地域支援者登録カード」

要援護者と地域支援者の把握・登録は、当システムを広報の上、「要援護者登録カード」、「地域支援者登録カード」に、自ら登録を希望した人の情報を以て行う。

### 4 個別支援プランの作成

- ① 提供を受けた個人情報に基づき、緑園6丁目自治会役員と同地区の民生委員が、要援護者の自宅を訪問し、ご本人又は家族から基本情報を確認する。  
「要援護者登録カード」は、「平常時には、個人情報取扱者が管理すること」、「災害発生時には、要援護者の生命や安全を確保するために、災害ボランティア等の第三者にも情報を開示する可能性があること」について説明し、同意をとっておく。
- ② 「要援護者登録カード」の「支援者」欄には、要援護者の近隣に住んでいる方で当事者同士で支援の事前了解が得られている方がいる場合、記入してもらう。  
近隣に要援護者が希望する支援者がいない場合には、「地域支援者登録カード」提出者の中から推薦する。
- ③ 了解が得られた支援者に対しては、要援護者への日頃の声かけや、いざというときの安否確認、避難の手助けをお願いする。ただし、あくまでも一般市民としてできる範囲での支援を行うのであって、責任を伴うものではないことを伝えておく。
- ④ 個別支援プランは、要援護者本人、またはその家族、自治会役員、当地区の民生委員、地域支援者が合同で、本人の状況や本人の意向を尊重しながら作成し、それぞれ共有・管理する。プランの内容には支援者（複数）、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法などについて具体的に確認する。

### 5 個人情報取扱い責任者

個人情報取扱い責任者は、緑園6丁目自治会長とする。

### 6 個人情報取扱者

個人情報取扱者は、緑園6丁目自治会防火防災部担当副会長、緑園6丁目地区担当民生委

員、当該要援護者居住のブロック担当役員および地区班長、並びに当該要援護者担当支援者とする。

## 7 個人情報の取扱いに係る留意事項

### ①全般的な事項

- a. 緑園6丁目自治会が保管する要援護者の個人情報は、厳重に管理する。
- b. 要援護者の自宅を訪問するなどの際に、持参する個人情報は、必要最小限のものとし、外部での置忘れなどがないように十分注意する。
- c. 個人情報取扱者のうち、法令上守秘義務が課せられている民生委員等以外の者からは、「個人情報保護に関する誓約書」を提出してもらい、要援護者の個人情報保護の徹底を期す。
- d. この取り組みで収集した個人情報は、災害時要援護者の個別支援プラン作成目的以外には一切使用しない。

### ②「要援護者登録カード」、「地域支援者登録カード」と個別支援プラン

要援護者本人（本人の意思表示が困難な場合は、その家族）および地域支援者から、自己情報開示の申し出があったときには、当該者のカードを開示する。  
また、修正等の申し出があったときには、本人の意向に沿って修正する。

## 8. 災害発生時の個人情報の取り扱い

次のような事態が起こったとき、又は極めて近い時期に起こることが予想されるときには、要援護者の安否確認や避難支援等を行うため、「要援護者登録カード」及び「個別支援プラン」を活用して、予め定めた地域支援者等が要援護者の支援活動を行う。また、必要な場合には、それらを災害ボランティア等の外部支援者に対しても開示し、必要な援助を求める。

- ① 震度5強以上の地震が発生し、家屋の損壊、火災の発生などにより被害が発生し、地域防災拠点等へ避難する住民が出ている場合
- ② 集中豪雨や台風等の風水害により、区又は市から「避難準備（要援護者避難）情報」あるいは「避難勧告」が発令された場合
- ③ 都市災害、国民保護法などにより、「避難命令」が発令された場合
- ④ その他、これらに準ずる被害等が想定される場合

附則 この要領は、平成22年12月1日から施行する。

平成23年4月1日修正

平成24年1月1日修正